# 大元ウルスの"軍人"をめぐって

矢 澤 知 行 (東洋史学研究室)

### はじめに

従来、大元ウルスにおいては、いわゆる「四階級制」が存在するといわれてきた。これは、モ

ンゴル人・色目人・漢人・南人が序列的な階級を成していたとする説であり、箭内互氏 以来、内外の多くの研究者に踏襲されてきたものである。しかし、近年、植松正氏は、江南地域における任官状況をつぶさに調べた結果、それまでひたすら冷遇されてきたとされる南人にとっても、けっして任官の機会が閉ざされていたわけではないことを明らかにした。また、舩田善之氏が従来の「色目人」に対する理解を覆そうとする新たな見解を提出。したほか、杉山正明氏 や森田憲司氏 によってもさまざまな角度からこの「四階級制」に対する懐疑的な意見が示されている。さて、本稿では、「四階級制」とはやや別の角度から大元ウルスにおける人身支配の特徴について論じてみたい。それは、"諸色戸計"と称される世襲的な職業別戸口制度に眼を向け、なかでも "軍戸"とそれに由来する "軍人"の社会的位置づけを多角的に考察することによって、モンゴル政権の中国支配の特質を探ろうという従来なかった試みである。"諸色戸計"に関する問題は、「四階級制」の当否や中国史上の身分制の変遷等の問題と複雑に絡みあっており、簡単には結論を出すことのできない面を多分にはらんでいる。よって、本稿は、筆者の現時点での研究

の成果を総括し、今後明らかにすべき具体的な問題点を浮き彫りにするための予備的な考察とし

ても位置づけられる。

<sup>1</sup> 箭内亙「元代社会の三階級 [色目考]」「蒙古史研究』刀江旮院, 1930, pp. 263-360, (初収: 「満鮮地理 歴史研究報告』 3, 1916)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 植松正「元代江南の地方官任用について」「元代江南政治社会史研究」汲古 書院, 1997, pp. 222-270, (初収:「法制史研究」38, 1989)。

<sup>3</sup> 舩田善之「元朝治下の色目人について」「史学雑誌」108-9, 1999;同「元代の戸籍制度における色目人」「史観」143, 2000。

<sup>4</sup> 杉山正明「クビライの挑戦 —モンゴル海上帝国への道—」(朝日選告),朝日新聞社,1995,pp.49-50;同「クビライの新しい世界国家」松丸道雄他編「中国史 3 五代・宋」(世界歴史大系)山川出版社,1997,pp.463-464。

<sup>5</sup> 森田憲司「元代の社会と文化」松丸道雄他編『中国史 3 五代・宋』(世界歴史大系)山川出版社, 1997, pp.506-513。

# 第1章 "軍戸"と"軍人"をめぐる諸状況

大元ウルスにおいて、世襲制はさまざまな局面で実施されてきた。人民を徭役や特殊能力によって分類した"諸色戸計"を特徴とする戸口制度はその代表的なものであり、民戸・軍戸・站戸・弓手戸・隅戸など、きわめて細分化されていた点で特徴的といえる。国家への義務を固定し、個々の人身に対する強い束縛をもつこの身分規定制度は、従来、「中国史の発展的特質」に「逆行」するものとして片づけられる傾向にあった。しかし、この諸色人戸による支配が、当時の社会の中で何らかの要請に応じて生まれ、定着し、その骨格はのちの明代へも引き継がれていくこととなった点を看過してはならない。つまり、この制度の人民に対する強制的な側面ばかりを捉えるのでなく、なぜこうした制度が採用されたのかという本質的な問いに答えることがより重要なのである。本稿では、諸色戸計の一つにあたる軍戸とそれに由来する軍官・軍人について、彼らをとりまく諸状況と社会における彼らの位置付けを検討することにより、諸色戸計をめぐる問題の一端に迫りたいと思う。

まず、軍戸は諸色戸計の中でどの程度の割合を占めていたのだろうか。その実数を示す史料は限られているが、「至順鎮江志」巻3戸口をはじめとするいくつかの地方志史料には、軍戸の実数が記載がされている。そのうち、江浙行省に位置する鎮江路など四所について表1にまとめてみた。(四所の位置は図1に示す。)

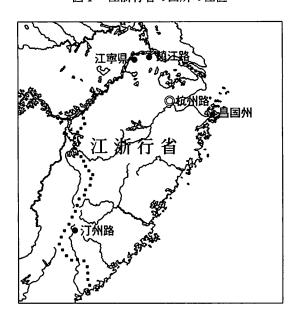
表1によれば、総戸数に占める軍戸の割合を比較すると、昌国州以外はすべて5%前後である。 島嶼部の昌国州だけは軍戸の割合が低く、また実数そのものも少ない。別の史料『延祐四明志』 巻12兵の記載によれば、昌国州に配備された軍人は、捕盗司30名や各地の巡検司を含めて計160 名であった。彼らは本格的な軍隊を構成する軍人というよりはむしろ巡査のような存在だったも のと考えられ<sup>6</sup>、仮に一戸あたり一名が任務に就いたとすれば表1の171名ともほぼ符合する。

	鎮江路	江寧県	汀州路	昌国州
民戸	92, 928	18, 259	38,621	21,606
軍戸	6,093(5.4%)	1,013(4.5%)	2,402(5.8%)	171 (0.8%)
站戸	3,749	491	332	_
儒戸	837	75	50	58
医戸	312	75	16	43
匠戸	3,630	373	1	54
その他・不明	6,218	2,419	242	708
計	113, 767	22, 705	41,664	22,640
典拠	「至順鎭江志」 巻3	「至正金陵新志」 卷 8	「臨汀志」(「永楽大 典」巻7890所収)	「大徳昌國州國志」 卷3

表1 江浙行省の四所における諸色人戸の内訳(戸数)

<sup>6</sup> 諸色人戸のうち,巡査の役割を果たすのは本来,"弓手戸"であるが,典拠とした『大徳昌國州圖志』に はこの類目が提示されていない。

図1 江浙行省の四所の位置



これに対し、鎮江路は、江南の三十七軍団に数えられる中万戸や、下万戸の水軍が置かれていた「こともあって、多くの軍戸を擁していた。典拠とした「至順鎮江志」巻3戸口の記載によれば、鎮江路の戸口は、まず「土著」「僑寓」「客」「単貧」などの別に分けられ、さらに諸色戸計や出自などの属性によって分類されている。そこから判明する軍戸総数6,093のうちかなりの部分が「僑寓」すなわち仮住まいの戸として記載されている点は興味深い。また、鎮江路における「僑寓」の総戸数3,845のうち、軍戸が大多数(3,367戸)を占めていることから、そもそも「僑

寓」とは、南宋征服とともに江南の 地にやってきて、そのまま駐留して いる者たちを指すものと考えられ る。

表2は軍戸以外の諸色人戸も含めた「僑寓」全体の出自別内訳である。モンゴル(蒙古)・ウイグル(畏吾児)などともに、イスラーム(回回)・キリスト教徒(也里可温)などの項目も立てられ、また、キタイ(契丹)とジュシェン(女直)が 漢人と別の項目として立てられている点も目を引く。

表2 鎮江路における「僑寓」戸口の出自別内訳

	戸 数	口数	駆口数
蒙古	29	163	429
畏吾児	14	93	107
	59	374	310
也里可温	23	106	109
河西	3	35	19
契丹	21	116	75
女直	25	261	224
漠人	3,671	9,407	1,675
計	3,845	10, 555	2,948

(典拠: 「至順鎭江志」巻3戸口)

<sup>7 『</sup>元史』巻13世祖本紀・至元二十二年(1285) 二月乙巳。

表2で注目したいのは、戸数・口数・駆口数の関係である。まず、一戸あたりの家族構成員についていえば、モンゴル人~ジュシェン人にくらべ、漢人のほうが少ないことが見てとれる。前者は一戸あたり平均して6~7人程度であるのに対し、後者は2~3人ほどであった。漢人の一戸あたり人数が少ないのは、単身で駐留している者が多かったせいだろうか。また、一戸あたりの駆口数は、モンゴル人が他にくらべて圧倒的に多く、15近くに上る。一方、漢人軍戸の駆口は、一戸あたりの数こそ限られているが、総数からいえば全体の半数以上を占めており、けっして少なくなかったことがわかる。鎮江路における駆口の総数は「僑寓」のうちの軍戸の数にほぼ匹敵し $^{8}$ 、その多くは家内労働か、または小~中規模の農耕に使用されていたものと推察される。南宋接収から優に半世紀以上経過していた時期の統計であるから、駆口数もある程度、安定した数で落ち着いていたものと思われる $^{9}$ 。

以上のことから、江南における軍戸・軍人の一般像は次のように描くことができよう。――各城市・村落に「僑寓」すなわち仮住まいの人戸として登録された軍戸は、全戸数の約5%を占め、漢人を中心とする多様な出自から成っていた。モンゴル軍人は比較的多数の駆口を所有し、一方、漢軍戸は他に比べて小家族であったが、それでも一定数の駆口を使役しながら軍役に当たっていた。――

ただし、本章で取りあげた事例は、たまたま記録の残っていた江南の一部地域のものにすぎないから、大元ウルスにおける軍人をとりまく典型的な状況を示しているとはいえない。当時にあっては、モンゴル軍人と漢軍人の差違はいうまでもなく、地域による偏差も大きかったと考えられ、そうしたことも考慮に入れながら、今後より具体的な軍人の実像を描く必要があろう。

# 第2章 "軍官""軍人"の世襲制と身分保障

さて、次に軍官と軍人の身分保障の問題について考察する。大元ウルスの軍隊は、百戸長以上のランクの軍官とその配下の軍人からなっていた。軍官と軍人との間には明確な区別があり<sup>10</sup>、それぞれ世襲の原則に基づいて独自の地位が保たれてきた。なお、軍官と軍人の比率は、『元史』

<sup>8 「</sup>至順鎭江志」の記載によれば、「僑寓」の軍戸に属する駆口が2,948名近くを占めるのに対し、「土著」 すなわち鎭江にもともと居住する軍戸(2165戸)に属する駆口は47名にすぎない。

<sup>9 「</sup>通制條格」巻2戸令・以籍爲定・第2条・第1款にみえる至元九年正月初四日 (1272/2/4) の日付の軍籍条格は、対南宋戦の時期、軍人の中に500以上の駆口を所有する者がいたことを示唆している。それに比べて、本稿で挙げた統計にみえる軍人所有の駆口数が限定されているのは、戦後一定の期間を経たため状況が変化したからだろうか。

<sup>10 &</sup>quot;軍官"と"軍人"の区別については、検討すべき課題が多い。前者は、千戸(千人隊長)、弾圧、百戸(百人隊長)など軍人を統轄する階級のものをさし、後者は一般の兵士を指すものであるが、それがベルシア語史料における"nükar" "amīr-i buzurg" "amīr" "baskhāq"や、モンゴル語史料における"nökör" "noyan"などとどのような対応関係にあるのかという点を考察する必要がある。また、"noyan"の下に位置する"haran"の概念が、中国支配の過程でどのように適応されたのかという点も今後の検討課題である。さらに、"軍官"と"軍人"の区別が後の明代の軍政のあり方に影響を与えたとすれば、衛所制度において「官(衛所官)・軍(衛所軍)・兵(募兵)」に分類されるランクや、制度補完的な存在として登場した「兵」、すなわち民壮・士兵・客兵・郷兵などの募兵を、宋元からの流れを汲む軍政史の中でどのように解釈すべきなのかという問題も重要である。その内実を理解するためには、単なる表層的な名称ではなく、それぞれ固有の性格を、軍士の来源や機能の面から検証していく必要があろう。

巻99兵志・鎮戍・大徳元年(1297)十一月にみえる記事から,軍官209名に対して軍人13,672名というような割合(すなわち1:65)だったと考えられる<sup>11</sup>。

まずは、軍官の世襲制から見ていこう。チンギス・カン以来、軍の統率者を世襲とする原則が 続いていたが、これは大元ウルスやフレグ・ウルスにも継承された。フレグ・ウルスにおいて は、その地位が保障されただけでなく、ガザン・カン期に分与されたイクターも世襲されていた ことを想起すべきであろう。一方、大元ウルスについては、世襲制の具体的な内容を示すいくつ かの聖旨が、「元史」巻82選舉志・銓法上・凡進用武官および「元典章」巻8更部・官制・承襲 の軍官降等承襲・渡江軍官承襲・軍官承襲例・軍官二十歳承襲の条に記載されている。これらの 聖旨は、世祖クビライが平宋をほぼ完了させた至元十五年(1278)から武宗カイシャンの至大四 年(1311)まで、数年おきに内容を追加しながら制定されており、軍官世襲の制がその都度拡充 されてきたことがわかる。その世襲規定の変遷を整理すると、表3のようになろう。

表3 軍官の世襲規定の変遷

#_	年	事 例	世襲規定
1	至元十五年(1278)	昇格・罷職	有功者(本等)。ただし子弟の継承は不可
		陣亡	子弟 (本等)
		病死・年老	子弟(降等)。総把・百戸は承襲させず
2	至元十七年(1280)	渡江した総把・百戸の有功者	(千戸以上の軍官と同様に昇格)
		万戸・千戸・百戸の物故	子孫が継承。ただし能力を勘案
		都元帥・招討使・総管・総把	子孫が他の軍を継承。ただし能力を勘案
			元帥・招討使の子孫は万戸
3	至元十九年(1282)		総管の子孫は千戸
			総把の子孫は百戸
		病故	子孫 (降等)
		陣亡	子孫 (本等)
•••••		老病故	
•	T=-! # (1001)	蒙古軍を管する軍官	兄弟孩兒(本等)
4)	至元二十一年(1284)	蒙古・漢兒の官人有功者が陣亡	兄弟孩兒(本等)
		年老・患病にて身死	兄弟孩兒(降二等)
⑤	至元二十四年(1287)	子弟の襲職	能力を勘案
		·····································	子孫 (本等)。ただし無能なら用いず
6	至元二十五年(1288)	病故	子孫(降二等)。ただし有能なら本等
7	大徳四年(1300)	上都虎賁司における違反を指摘	無能な者の襲職を禁じる
8	大徳五年(1301)	職務不 <b>履</b> 行	他人が代理→期限後は襲職
9	大徳十一年(1307)	色目鎮撫	有能な子が長ずるまで,有能な甥が代理
	至大二年(1309)	老散官(七十歳以上,正従四品)	子孫 (正従五品)
		 継承順位	長子→長孫→その長子。長子がなければ甥
O	至大四年(1311)	承襲年齢	二十歳以上

<sup>11</sup> 同史料にみえる"軍官"と"軍人"の内訳等については、拙稿「モンゴル時代河南江北諸軍団の兵站供給」「中国哲学研究」14,2000,p.41掲載の表「江南諸行省占役の河南江北行省軍人・軍官数の内訳」を参照。

表3に関して留意すべき点をいくつか挙げるとすれば、まず、①の段階で既に、昇格した軍官がもとの地位を子弟に譲ることが禁じられ、軍功のある者がその地位に就いたこと、また、③の段階から、襲職する子孫の能力が勘案されるようになり、その方針が⑤⑥⑦⑨にいたるまで繰り返されたこと、そして、それに関わって、③においては病故者の子孫が襲職する場合に降等されたが、⑥では有能であれば本等で襲職することが許されたということである。つまり、軍官の世襲制そのものは、⑪に表れているように、大元ウルス一代を通じて維持されていたものの、世祖クビライ期から軍官の能力を考慮して任官する方針が掲げられ、それはその後も踏襲されていることが確認できるのである。

こうした軍官の世**毀**制には少なからぬ弊害もあったはずだが、この制度が、基本的に能力主義を志向しながら絶えず改変されて実施されていた点にも目を向ける必要がある。また、彼ら軍官がこうした爵位制(階級制)の中に位置づけられ、またそれに応じた俸給が与えられていたからこそ、主体的に軍役に就く動機付けがなされたはずである。

では、軍官の官品が、すべての軍官に対して平等に開かれていたのかというと、やはり、モンゴル人や漢人の違いによっていくらかの格差があったようである。「元史」巻13世祖本紀・至元二十一年(1284)八月丁未には次のようにみえる。

軍官格令を定擬す。河西・回回・畏吾児等を以て各官品に依りて萬戸府達魯花赤に充てること,蒙古人と同じ。女直・契丹は,漢人と同じ。若し女直・契丹の西北に生まれて漢語通じざる者あれば,蒙古人と同じ。女直の漢地に生長したるは,漢人と同じ。

この軍官格令によれば,軍官の官品を与える際に,モンゴル人対象と漢人対象の二種類の規準があったことになる。いわゆる色目人を対象としたものは存在せず,ウイグル人等にはモンゴル軍官の規準が適用された。また,ジュシェン人(女直)やキタイ人(契丹)については,生地や言語によって,蒙漢いずれかの規準が適用された。ただし,この二種類の規準にどのような具体的な差があったのか,その詳細は不明である。なお,この軍官格令と同年の二月には軍官条画が制定され,その中にモンゴルと漢人の軍官の承襲に関する規定が明示されているが,両者の間に明確な格差はみられず<sup>12</sup>,前述の「四階級制」の当否の問題と関わって,今後検討する必要があるだろう。

次に、軍官よりも圧倒的に多数を占めていた軍人たちに目を向けていきたい。

<sup>12 「</sup>元典章」巻8 吏部・承襲・軍官承襲例・第2条には、軍官條盤が、江淮行省丞相バヤンの軍官の承襲に 関する上奏と、それに対する世祖クビライの裁可という形で次のように示されている。やや難解なので和 訳を示す。

至元二十一年(1284)二月初二日,伯顏丞相等官員の奏した軍官を定奪する條盤内の節孩に,「「もともと,蒙古軍を管する軍官については,その兄弟・孩兒たちのうちで,本等にて承襲し,功あるために委付した蒙古・漢兒の官人たちの兄弟・孩兒たちで,陣亡したものが有れば,本等にて委付し,また年老や患病で死んだ軍官たちの兄弟・孩兒は,降二等で委付すればいかがか。」と言って,擬定して,奏したところ,奉じたる聖旨に,「おまえの言うことはもっともである。そのようにせよ。」とあった。これを欽め。」と。

<sup>&</sup>quot;蒙古軍を管する軍官"とは上級の軍官であり、おそらくモンゴル人がその多くを占めていたであろう。 それに対し、"蒙古・漢兒の官人たち"とは、モンゴル軍や漢軍、あるいは新附軍などを統率する。一般 の軍官をさすものと思われる。このように、承襲の面においては、モンゴルと漢人の軍官の間に格差が見 られない。

まず、「元典章」巻34兵部・正軍・査照軍籍當役や「元典章」巻34兵部・軍戸・分揀軍戸にみえる至元九年(1272)の軍戸に関する条画をみると、人民が軍籍を嫌って民籍に入ろうとしていたことがはっきりとうかがえる。これは、人民の多くが軍役を忌避する傾向にあったことを示している。

しかし、その一方で、軍人の確保を目的として、彼らに対するさまざまな優遇措置がとられたことも看取できる。それは例えば、軍戸に対する差役免除や正軍戸・貼軍戸制の適用による負担の相対的緩和であり、また、奥魯制によって軍費の調達を安定させ、彼らが出征に専念するための環境を整えたのも、そうした措置の一環であった。すると、軍籍を設けて軍人を戸単位で固定化し、さらに世襲制を敷いたというのは、彼ら軍人に対する優遇措置が一代限りではないことを保障する積極的な意味を持っていたとも理解することができる。

なお、軍戸に対する優遇措置は、先行研究によって明らかにされているように、漢軍戸のみならず、モンゴル軍全体に適用されたものであった。例えば、遊牧生活を続けるモンゴル軍戸に課せられた現物税クプチュルは、一般の牧民が牛・羊・馬群から三十頭に一頭を納めたのに対して、軍戸は羊・馬を対象とした百頭のうちの一頭だけを納めればよく、所有する家畜の頭数が百頭に満たない場合、クプチュルは免ぜられた³。また、農業に従事するモンゴル軍戸・漢軍戸についても、先述のように、科差や雑泛の負担を免れただけでなく、それぞれの独軍戸や正軍戸・貼軍戸は、すべて四頃までの耕作地の税糧が免除された。当時の漢地における地税が毎畝三升であったから、その減免額は計十二石分に相当する少なからぬものである。さらに、遠方に出征している軍人に対して、その軍戸は政府の科する「和雇和買」が免除されたり、軍戸は居住地の近辺で税糧を納めればよいという配慮も行われたりした。

また、軍戸の出征費用は、当初はすべて軍戸の自弁であったが、世祖クビライの時期に軍戸の籍を定めるとともに、モンゴル軍・漢軍のそれぞれについて、月ごとに米五斗と塩一斤が支給され、それ以外に米四斗がその軍戸に支給された。なお、新附軍には貼軍戸による幇助が無かったから、それよりもやや多く、毎月米六斗、塩一斤が支給された。イェケ・モンゴル・ウルスの時期は、モンゴル軍・漢軍のいずれにおいても、出征に必要な武器や衣類その他の軍需品はすべて自弁であったが、大元ウルスの時期になると、武器は政府によって配給されるようになった。衣類やその他の軍費については自弁とされ、正軍戸と貼軍戸から集めたものを、奥魯官司を通じて定期的に軍中に送って"封椿銭"として軍人のもとに届くようにした。。

以上のような優遇措置は、軍人たちの身分と経済的基盤を保障することを目的としていた。そしてそれは、危険な軍役に身をさらすことに対しての、いわば代償であった。また、ひるがえって大元ウルス政府の立場に立てば、軍費のかなりの部分を軍人たち本人に頼ることによって、政

<sup>13</sup> 本田実信「ガザン・ハンの税制改革」『モンゴル時代史研究』,東京大学出版会,pp.261-322, (初収:「ガザン=ハンの税制改革」『北海道大学文学部紀要』10, 1961), pp.286-287。

<sup>14 「</sup>元典章」巻34兵部·正軍·査照軍籍當役·第12款,「元典章」巻34兵部·軍装·封格銭不収脚銭。

#### 大元ウルスの"軍人"をめぐって

府の財政的負担を相対的に軽減したのみならず、兵力を安定して確保する有効な施策ともいえた のである。

以上のように、大元ウルスにおける軍人は、無論程度の差こそあれ、ひたすら虐げられた存在 というわけではなかった。むしろ、一定の優遇措置や、軍官と同様の栄誉的な地位を獲得するケ ースもあったのである。

さて、最後に、軍人や軍官に対する大元ウルス政府の姿勢と、その変遷を考察するために、軍人や軍官を対象とした数次にわたる聖旨の条画に注目してみたい。「元典章」や「通制條格」には、以下に示す通り、軍人や軍官を対象とした遵守事項や禁令が各所にみられる。それを年代順に示すと、表4のようになる。

表4 軍人と軍官に関わる聖旨条画一覧(年代順)

#	年(西暦)月日	条 画 名	典 拠
A	庚申年四月初六日 (1260/5/17)	世祖皇帝登寶位韶傳條盘	典章 2 聖政· 撫軍士類
В	中統元年(1260)五月	中統建元韶哲條登	典章2聖政・撫軍士類
С	中統三年(1262)二月	禁使臣條欿	典章36兵部・禁使臣條 <u>む條</u> 大典・站赤・9・禁使臣條 <u>む</u> 條
D	至元五年(1268)七月	立御史台條企	「秋澗文集」86/88/89烏台 <b>雄補</b>
	至2011年(1200)(2))		典章6 登網・禁治察司等例
E	至元六年(1269)二月	立各道提刑按察司聖旨條盘	條格 6 給由 2,條格30堤渠橋道 2
F	至元八年(1271)三月	戸口條登	典章17戸部・戸口條 <u></u> 條格2戸例2
	本二十年工日和   日   (1979/9/4)	 軍籍條盘	-
<u>G</u>	至元九年正月初四日(1272/2/4)	中耕株正	
Н	至元十四年(1277)七月	立行御史台條遊	「南台備要」立行御史台條亞條 典章5茲網・行茲・行茲體察等例
	至元十五年(1278)三月	省論軍人條盘	典章34兵部・省踰軍人條症
<del>-</del>	至元十九年(1282)十月	軍人使臣聖旨條 <u>雄</u>	
K	至元二十一年二月初二日(1284/2/19)	平八人CC主 日 林	典章8吏部・軍官承襲例2
<u> </u>	±/1 +=// W=1 (1607 67 15)	平日本10	典章2聖政・撫軍人,
			典章34兵部・禁起軍官播播
L	至元三十一年(1294)四月	登實位韶曹條遊	典章34兵部・暁論軍人條礎
			條格 7 存恤/禁治擾害 5
M	大徳元年(1297)二月	大徳改元韶呰條班	典章2聖政・撫軍士
N	大徳三年正月初八日 (1299/2/9)	問民疾苦詔弥條亞	典章2聖政・撫軍士
0	大徳三年(1299)正月	<b>暁踰軍人條</b> 查	典章34兵部・晩論軍人條症
P	大徳三年三月初三日(1299/4/4)	韶沓條壶	典章2聖政・撫軍士
	•••••		典章 1 詔令・登 <b>資</b> 位詔
Q	大徳十一年五月二十一日(1307/6/21)	登寶位詔書條建	元史22武宗本紀・大徳11/5甲申
			典章2聖政・撫軍士
		至大改元韶傳條盘	典章1韶令・至大改元韶
			元史22武宗本紀・大徳11/12庚申
R	大徳十一年(1307)十二月		典章2聖政・撫軍士
			典章27戸部・軍官不得放假 3
			典章34兵部・病死軍人棺木
S	至大四年(1311)六月	拯治軍官軍人條盘	典章34兵部·拯治軍官 <b>軍人條</b> 亚
T	延祐四年(1317)閏正月	建儲韶卋條莊	典章2聖政·撫軍士
U	延祐六年四月十五日(1319/5/5)	<b>軍役條</b> 遊	典章・新集兵部・拘刷逃軍及代替軍役軍戸
v	延祐七年三月十一日(1320/4/19)	登實位韶峦條盘	典章・新集・国典・詔令・今上皇帝登 <b>資</b> 位詔 典章・2聖政・撫軍士
w	延祐七年十一月初二日(1320/12/2)	至治改元韶哲條盘	典章・新集・国典・詔令・至治改元詔
	(3333, 45, 5)	TOWN HINE	典章2聖政·撫軍士

これらの条画は、軍官や軍人、モンゴル軍から新附軍にいたるまで、軍政系統のさまざまな存在を対象としたものである。ここでは、とくに軍人を対象として発布された条画に注目し、彼らをとりまく兵站制度や、所属の別などについて、その特質を検討していきたい。とりわけ、

- I. 省論軍人条画(二十三款)
- O. 晚諭軍人条画(十四款)
- S. 拯治軍官・軍人条画(十二款)

の三者は、いずれも「元典章」巻34兵部・正軍に採録されている比較的まとまった形の条画である。ここでは、各々の条画が発布された時代背景にも留意しながら考察を試みようと思う。

まず、「I. 省論軍人条画」は、南宋の都臨安が陥落した二年後、南宋の接収事業がほぼ完了した時期に制定された。つまり、軍事的には一段落ついたものの、南進した諸軍団が長江を渡って各地に拡散したり、あるいは故郷の奥魯に逃げ帰る者があらわれたりするなど、混沌とした状況の中で発布されたものである。条画の前文を見ると、逃亡軍人の存在や、軍官の軍人に対する苛斂誅求などが問題視されていることがわかる。条格を制定した目的は、旧南宋領の完全な軍事的制圧にむけて、枢密院が主体となって、中書省系・御史台系衙門の協力のもとに、政府の軍政に対する方針を明確に示すことにあった<sup>15</sup>。例えば、第11款には次のようにある。

既に軍中に擾無く、却って在逃れる軍人有り、本管軍官に仰せて、随即に合屬の上司に申覆し、所屬の奥魯官司に行移して、人を差わして前去して約會せしめ、一同に根捉し、須要ず得獲せん。元逃の正身、取問して是實なれば、就軍の前、照依して聖旨を元降し罪名を定到し、衆に對して施行せよ。如し奥魯官・坊・里正・郷司・隣佑人等、情を知りて推調し、元逃の正身の者を拿えざれば、依りて已に罪名・斷遺を定めよ。若し軍官、私かに下一面差官し、奥魯内に於いて、逃亡事故の軍の者を起補すれば、奥魯官に仰せて、聖旨を欽依し、軍官の姓名を開坐し、院に申して、以て取問を憑せよ。

これは、逃亡軍人を拿捕するにあたり、奥魯官がその中心となって、「坊・里正・郷司・隣佑人等」郷村の有力者と協力させたという内容である。奥魯官が配置されたのは基本的に漢地であったから、ここでは、漢地の秩序を安定化するため、奥魯官以下に対して発令したものと考えられる。なお、省論軍人条画には、上記のような漢地だけでなく、旧南宋領や新附軍を対象とした措置に関する条項も含まれる。第2款、第12~17款、第20款などがそれである。

次いで、「O. 暁諭軍人条画」は、主として江南における軍数の不足を問題視した枢密院の提案で制定されたものである。条画の前文にもあるように、疲弊した軍人たちを保護するため、軍官や奥魯官の横暴を戒めたものである。一見すると、その内容は、「I. 省諭軍人条画」と大差がないようにも見えるが、同条画の制定からすでに二十年以上が経過し、大元ウルスをめぐる軍政の状況も大きく様変わりしていた。この条画で疲弊状態が深刻視されているのは、江南の平定後、その各地に展開して駐屯した軍人たちである。彼らの中に漢地出身の者も少なからず含まれていたことは、かつて拙稿で論じたとおりである。。

<sup>15</sup> 植松正「元代條亞考 (三)」「香川大学教育学部研究報告」第 I 部47, pp. 105-106。

<sup>16</sup> 同條盘の制定は, 「元史」巻20成宗本紀・大徳三年(1299) 正月癸巳に, "以江南軍數多闕, 官吏因而作弊, 詔禁飭之。" とあるのに対応している。植松正「元代條班考(五)」「香川大学教育学部研究報告」第 I 部49, 1980, pp.180-181。

<sup>17</sup> 拙稿「モンゴル時代河南江北諸軍団の兵站供給」「中国哲学研究」14,2000, p.43。

この条画の第2款には、次のようにある。

軍戸の和雇和買・雑泛差役。邊遠の出征軍人は、全行て蠲免するを除き、其の餘の軍戸の有物の家は、奥魯官、有司の印信文字に憑准し、價鈔を官給し、和雇和買し、例に依りて應副せよ。無物の家は、配椿科着するを得ざるの外、人夫・倉官・庫子・社長・主首に據りて、大戸車牛等一切の雑泛は、並行除免す。

遠方に出征している軍人に対して、その軍戸が政府の科する「和雇和買」を免除されることは先に述べたが、上のように、奥魯官は、所属の官司が定めた規定によって、財産の多寡に応じた負担を軍人に課し、無産の軍戸は、一切の差役が免除されたのである。

最後に、「S. 拯治軍官・軍人条画」について検証しておこう。その前文は、次のように、枢密 院の官人たちの上奏と仁宗アユルバルワダの返答から構成されている。

至大四年(1311)六月,樞密院の官人たちが奏して,「世祖皇帝は,「中書省・樞密院を立て,軍民を一處となせば,宣しからざるなり。中書省をして百姓たちの勾當を管せしめ,樞密院をして軍馬の勾當を管せしめよ。」と定められた。いま各衙門の官人たちは,「管軍の勾當に侵犯あり。奥魯官司は,軍人を優恤せず,かえって擅に雑泛差役を科し,軍官はみな撫治に心を用いず,以て軍人の氣力消乏するを致している。」」と言って,奏した。「朕は皇太子・樞密院(枢密使)だった時,軍人の生受をやめさせ,すでに各管の兵吏を誡飭した。今後,内外大小一切の軍務の勾當は,世祖皇帝の定制に欽依して,諸王・駙馬・各衙門の官人毎・近侍人員,関係のない者,いかなる者も,樞密院を越驀して,彼らの勾當の間に侵入するのは、やめよと奏せ。奏すべき勾當は,樞密院の官人たちに説与して,彼らに奏させよ。そむいた者たちは,罪過あり。」と。あらゆる軍機の事は后に宣す。

史料中の「勾當」とは、"務め""役目"を意味する。この条画も、前掲の二者と同様に、軍官や 奥魯官の軍人に対する存恤を促すものである。とりわけ軍人たちが規定外の「勾當」、すなわち さまざまな差役が課せられて苦しんでいる現状を見て、それを禁止するよう強調している。注目 すべきは、世祖皇帝以来の軍民異属の制をここで確認し、中雪省と枢密院という二つの系統を明 らかに区別しようとする意図が示されていることである。大元ウルスにおけるこの軍民異属の制 は歴史的に見てどのような意味を持つのだろうか。章を改めて検討しようと思う。

### 第3章 大元ウルスの「軍民異属」と中国史上の「兵民分離」

大元ウルスの兵站政策をさまざまな角度から考察する中で、当時の軍制の特質の一つとして浮かび上がってきたのが、軍民異属の原則であった。『元史』巻99・兵志・鎮戍・至元十五年(1278)十一月に、

軍民異屬の制,及び蒙古軍の屯戍の地を定む。これより先,李璮叛くを以て,軍民を分けて二と爲し,その屬を異にす。後に江南を平らぐるに因り,軍官始めは民職を兼ね,遂にこれに因る。およそ千戸を以て一郡を守れば,則ちその麾下を率いてこれに從い,百戸もまた然り,便ならず。ここに至りて,軍民をしておのおの異屬せしむること,初制の如し。

とあるように,軍民異属の制は,本来,軍官が反乱を起こすのを防ぐとともに,軍官による人民

の誅求に歯止めをかける意図を込めたものであった。この制は末端にまで適用されて、諸々の官職を軍民に二分し、人民に対してもそれに沿った措置が施された。例えば、華北の漢人に対して、民戸・軍戸・站戸・匠戸・個戸などといった徭役や職能による戸の分類を施し、そのうち軍役と兵站を担う対象は軍戸と站戸に限定した。そして、新たに接収した江南地域においても、この軍民異属の制は適用された<sup>18</sup>。

軍政と民政の系統を別にするというこの原則は、大元ウルスに固有のものというわけではなかった。中国の軍制史上では、「兵民分離・一致」あるいは「兵農一致・分離」の状態が時代によってさまざまな姿を見せたし、広くユーラシア西方に目を向けても、専門職の軍人が政権に直属して民政系統とは隔たった位置を占めることは少なからずみられた。しかし、郷村の中で混在する軍戸と民戸や、全国に展開する軍屯や民屯を、これほどまでにはっきりと分けて管理した大元ウルスの軍制の方針は、いったいどのように理解すればよいのだろうか。

本章では、大元ウルスの軍制の特質を見きわめるために、「兵民分離・一致」あるいは「兵農一致・分離」という概念について若干の考察を試みたい。また、それによって今後の研究の方向性を探っていきたいと思う。ただ、こうした問題を論ずるだけで、軍制のあり方とそれに関わる兵士の全容を解明できるわけではない。むしろ、曖昧な「兵民分離・一致」「兵農一致・分離」の概念が一人歩きをすることによって、かえって論点が混乱し、実態を単純化しすぎて理解するという陥穽にはまる懸念がある<sup>19</sup>。そこで、大元ウルスの軍制のあり方を理解するための議論の切り口として用いる前に、まず、これらの概念規定を確実に行わなければならない。

まず、「兵民分離・一致」は、氣賀澤保規氏が、府兵制あるいはその前後の軍制の歴史的展開を整理して論ずるための手法として積極的に用いている概念である。氏によれば、「兵民分離」とは、"兵籍(軍籍)と民籍との二本立てとなり、兵籍に所属する兵士が軍事の主力を構成する状態"。と規定される。大元ウルスの軍民異属はその徹底した形ともいえよう。

それに対して、「兵農一致・分離」の概念は、農耕の形式や戦役の負担のあり方とも関わって 多様に解釈しうるため、「兵民分離・一致」に比べてやや複雑な内容を持つ。下記は、菊池英夫 氏が、やはり府兵制を論ずる際の議論の前提として、「兵農一致・分離」の概念整理を試みた際 の記述の内容をまとめたものである<sup>21</sup>。参考として掲げてみた。

<sup>18</sup> 堤一昭「大元ウルスの江南駐屯軍」「大阪外国語大学論集」19, 1998, pp. 183-188。

<sup>19</sup> これは菊池英夫氏も指摘するところである。菊池英夫「唐初軍制用語としての"図"の用法 一日本律令制下の「軍図」に触れて— (一)」「中央大学文学部紀要」〈史学39〉、1994、p.68。

<sup>20</sup> 氣質澤保規『府兵制の研究』同朋舎, 1999, p.6。

<sup>21</sup> 菊池英夫「唐初軍制用語としての"團"の用法 —日本律令制下の「軍團」に触れて— (一)」『中央大学 文学部紀要』〈史学39〉, 1994, p.67。

#### 兵農一致

農民壮丁の徴兵制、兵士家族の農耕自給体制、兵役就役時の資粮自備

#### 兵農分離(兵民別籍, 軍戸制の存在)

1. 耕戦分立 a ・・・・ 戦=軍人, 耕=なし (生産に従事せず土地の給付もなし)

2. 軍屯自給体制

-①且耕且戦 ・・・・ 戦=軍人、耕=軍人とその家族が軍屯で

②耕戦分立 b ・・・・ 戦=戦兵、耕=田兵・屯兵が軍屯で

\_ ③耕戦分立 c ・・・・ 戦=軍人,耕=奴婢等が軍屯で(②の亜種)

3. 民屯・耕戦分立 d · · · · 戦=軍人, 耕=民人百姓が徭役として民屯(軍粮田専用)で

菊池氏による概念規定は、「兵農一致」を「兵農分離」とは区別した上で、後者をさらに3つに大別し、1.土地の給付がない場合、2.軍屯、3.民屯という三項目を提示したものである。また、「且耕且戦」「耕戦分立」という観点もこの分類に投影させており、「耕戦分立」といっても多様な状況があること(a~d)を指摘している。

そもそも、複雑な一国の軍隊全体を、上記の区分によってたやすく論断できるわけではない。また、比較的論断の容易な「兵民分離」か「一致」という問題についても、大元ウルスに即してみれば、前者すなわち「兵民分離」であったという予測はつくものの、そのことがいったいどのような歴史的意味を持っていたのかという点にかかると、容易に答は出ない。モンゴル時代の史料に「軍民異属」という用語や、それを強く意識させる表現が少なからず見られるとはいえ、単に軍戸と民戸が別籍であったという表面的な事実を越えて、その奥にどのような歴史的意味が込められているのか、なぜこのような体制が必要とされたのだろうか、といった問題が依然として横たわっているのである。

こうした問題に挑むための一つの方法として、軍戸と一般民戸との関係を描き出すということが考えられる。また、考察の過程で、軍籍に属する軍人が軍事の主力を構成することの意味、軍人のもつ兵力としての質の良否、軍人の権力との関わりや社会的位置づけ、軍制という枠内だけでは説明できないさまざまな問題にも触れなければならないだろう。複雑に絡み合うそれらの問題に対して、解答を見出す努力を丹念に積み重ねることは、時代の根幹に関わる新たな視座を獲得することにつながるのではなかろうか。

また、大元ウルスの軍制のあり方を探る上で、当時の中国の農民たちとの関わりに着目した場合、彼らをどのようにして支配下におさめ、また軍制下に置いたのかという研究課題も浮上する。そして、それを理解するためには、どうしても軍制と農耕との結びつきについても論じなければならないだろう。

これまでは、兵士の機能を、戦闘員と生産等それ以外の任務に従事する兵とに二分することによって、軍制のしくみを理解しようとする傾向があった。例えば、屯田における「戦兵」と「屯兵」などがそれである。こうした分析の方法はけっして無効なものではないが、実際の軍事体制のもとでは、戦闘から兵站供給まですべての軍事的機能は連動しているのが普通であり、それは政治や経済の状況とも相互に浸透しあうような状況にあった。したがって、軍事を取り巻くそうした諸相にも眼を向けなければならないだろう。

一般に、特定の時代の軍制が、単純化された一本の原則によって貫かれていることは稀であ

り、多様な軍制機構のもとにさまざまな来源をもつ兵士がいくつもの兵種に分かれて存在しているケースのほうが多かった。例えば、兵士の来源には、帰附・従軍・垜集・謫戍・招謫などさまざまなケースがあり、それらが混成して軍団を形成するのが普通であった。また、軍団の機能についても、遠征・攻撃・守城・屯田・漕運など多種にわたっており、一つの軍団のなかでも何らかの形で役割分担が行われていることが多い。

すると、単純に農業との結びつきだけではなく、多面的な機能を視野に入れながら、大元ウルスの軍制の特色を探っていくことが必要となる。つまり、大元ウルスの軍事体制を支える兵站供給活動の背景として、農業生産の確保という問題が中心を占めていたことはいうまでもないが、それはけっして唯一の要件ではなく、他にも運河やジャムチの整備を含めた流通の発展、騎馬軍団にあっては牧草地の存在、軍器や軍船の製造とも関係する商工業の充実など、さまざまな要素が絡み合いながら成立していたのが、当時の兵站供給活動なのである。

大元ウルスの兵站政策に関する問題も、以上のことをふまえた上で、上記の「兵民分離・一致」「兵農一致・分離」といった概念と摺り合わせてみたり、また、併存する多様な軍制の形態をひとつずつ取り出したりして、さらに研究を進めていく必要があろう。より具体的にいえば、その作業は、大元ウルスの各時期において、奥魯制や屯田制などの多様な兵站政策の形態が、いつどのように変化し、それが軍制全体のなかでどのような意味を持っていたか、その政治的・経済的な背景は何か、といった問題に対し、軍民異属のなどの概念を通して他の時代や地域との比較を行い、それによって大元ウルスの軍制に対する理解を確実にするためのものである。

さて、以上のような研究上の視点をふまえて、大元ウルスにおける兵站政策や、それと密接にかかわる軍民異属の特質について概観しておこうと思う。大元ウルスの軍制は、イェケ・モンゴル・ウルス以来の遊牧騎馬軍団に加えて、漢軍や新附軍などの多様な軍団が合流して形成されてきたものであった。その兵站政策も、時代の要請や内外の形勢に応じて変容し、多様化し、複雑化してきたといえよう。ここでは、その特質について、ユーラシアの東西との比較の視点も汲みながら概観してみたい。

まず、「兵民一致・分離」「兵農一致・分離」の概念をもとに中国の軍制史を見渡せば、以下のように説明できよう。秦漢時代まで続いたとされる「兵農一致」は漢代後半に崩れ、兵民分離が進むとともに、兵士の社会的地位は低下していった。しかし、北朝では、北方民族を主体とする一定の地位を保持した正規軍も編成された。このことは、兵民分離の状態が、必ずしも兵士に対する差別を意味するわけではなかったことを示している。西魏に始まり、隋・唐に継承される府兵制も、兵農一致の状態を理想に置きながら、実際には、兵籍に入った農民たちが一定の地位を保ちながら兵役に就いていた制度と考えたい。その後、唐末五代から宋にかけて、傭兵制が一般的となり、中央に属する禁軍の地位が高まった一方で、その他の諸軍は再び弱体でしかも社会的地位の低い兵士たちによって構成された。遼・金の軍制は、もともと部族制を基礎としたものであったが、中国支配を進めていく過程で、兵民分離を基調とする軍戸制を採用した。その流れを受けた大元ウルスの軍制は、軍民異属の制を採用し、それを支配の末端まで及ぼしたのである。

中国の軍制史は、このように見渡すと、後漢末期以降、一貫して兵民分離の状態にあったといえるのではなかろうか。府兵制を兵農一致の体制と見るかどうかによって、多少の解釈の相違が生じるものの、兵農一致というのはほとんど理念上のものにすぎず、実態は兵戸制や募兵制、軍戸制と同様に、概ね兵民分離の状態にあったと考えてよいと思う。

むしろ時代によって変動したのは,兵士の社会的地位とその実力である。兵戸制の時代は,総

じて地位が低下したといわれるが、それでも曹魏における制度の開始当初は一定の地位を保っていた。その後、南朝と北朝は異なる傾向に進み、前者は地位が低下し、後者は北族からなる正規軍がその地位を保った。西魏以降の府兵制については、とくに隋・唐における兵士の地位について意見の分かれるところであり、にわかに結論は出せない。しかし、その後、唐末から五代、宋にかけて募兵制が一般化するとともに、兵士の実力は低下の一途を辿っていったものと思われる。特に宋代には、禁軍とその他の諸軍との間に大きな格差がみられ、国費の大半を軍に費やしたにもかかわらず、結局は、周辺諸国からの圧迫に堪えきれなかった。

大元ウルスの軍人は、例えば宋代の兵士と比較すれば、出身の別による待遇の違いも少なく、一元的に優恤を施され、特権階級のような趣さえあった<sup>22</sup>。特筆すべきは、あらゆる局面において兵站供給が重視されていたために、社会的・経済的地位が容易には低下しなかった点である。

大元ウルスの軍制の方針として、軍人たちの経済的基盤を保つことに重点が置かれていたことは、フレグ・ウルスのガザン・カンによるイクター制の採用とも通底している。イクター制や、それ以前のアター制の存在が示すように、イスラーム世界のディーワーンが軍人の経済的基盤を保障することはイスラーム諸国家おける定石だった。また、モンゴル・ウルスが形成された遊牧社会においても、戦時における後方輜重陣営アウルクの存在に象徴されるように、兵站政策を滞りなく実施するのは当然のことであった。

時代や地域を問わず、戦争の局面において兵站政策が重要な位置を占めることはいうまでもない。そしてそれを維持するためには、各々の局面に応じた柔軟な経済的基盤の形成が必要である。モンゴル・ウルスが実現した空前絶後の広大な版図は、大元ウルスを例に取ってみれば、奥魯制や屯田制などといった一連の兵站政策の成功に負うところが大きかったのである。

以上のような観点から、大元ウルスの中国支配の特質を考えると、非常に合理的な性格が浮き 彫りにされるように思う。兵農一致のような「理想」を求めるわけではなく、かといって傭兵制 に頼って兵士地位の分化を招いたりしなかった。選択したのは、兵民分離を基礎として、軍官や 軍人の地位を社会的・経済的に保障することにより、中国支配のための軍事力を維持しようとい う、きわめて現実的な政策だったのである。

### おわりに

大元ウルスにおいて "諸色戸計" の制度が採用された理由への説明として、一般的には次のような考えが成り立つだろう。——数次にわたる括戸と諸色人戸の制定が行われたころの漢地は、戦乱の結果として無主の荒廃地が広がり、政府に把握される人口は限定されていた。そうした [労働力/生産手段] の比率が低い状態においては、政府の労働人口に対する束縛は強化される傾向にあるのが常である。世襲的な身分規定が施行されたのも、モンゴル政権がその時点で特に必要としていた軍役負担者を確保するためだった。そこに実施されたのが世襲的な軍戸制であり、軍民異属の制であった。——

しかし、こうしたいわば理念的な考えだけで、歴史の実態は括りきれない。ましてや、世襲的

<sup>22</sup> 元代の軍戸が"特権階級"のような地位にあったことは、岩村忍「封建的領地制」「モンゴル社会経済史の研究」京都大学人文科学研究所,1968(初収:「五戸絲と元朝の地方制度」「東方学報 京都」32,1962), pp.445-446にも言及がある。

な身分制が, 軍事的な強制力のもとに軍戸を恒久的に軍役に縛り付けるものだった, などという ネガティブな側面だけ見ていては, 歴史の本質を十分に見据えたことにならない。

本稿では、大元ウルスに積極的な軍制運営の方針があったことを明らかにした。それは、軍官 の承襲制の変遷過程で能力重視が強く打ち出されていた点や、軍人に対するさまざまな優遇措置 がとられたことなどにあらわれている。

また,軍制の特質の一つとして挙げられるのが軍民異属の制である。大元ウルスでは,従来の 兵民分離の政策を戸や人身のレヴェルまで徹底させ,それによって軍人の供給と彼らを支える経 済的基盤を確保しようとした。そこには,軍事機密の保持だけでなく,一般の民政系統の人々が 武器を携帯することを禁じたり,軍官や軍人が一般民戸に対して介入しないようにとの配慮も働 いていた。

当時の中国において、軍役を忌避する傾向はあった。たしかに宋代までは傭兵の多くが社会的にも低く見られていたから、そうした趨勢は容易には拭い難かったはずである。しかし、大元ウルスが、南宋を攻略して、その後も中国支配を維持するためには、軍数の確保と軍事力の維持という問題が横たわっていた。そこで、軍民異属の原則とそれに基づく軍戸制、兵站政策としての奥魯制と屯田制を、状況に応じて段階的に施行することにより、それらの軍事的な問題を克服していったのである。

また、軍戸制を含めた諸色人戸が、後の明代にも継承されたことにも留意しなければならない<sup>23</sup>。明代における四種の戸籍、すなわち「民」「軍」「匠」「竈」は、大元ウルスからどのような形で受け継がれたのか、そして、軍戸を基盤とする明代の衛所制は、中国の軍制史上において、どのような特質を持っていたのか<sup>24</sup>。これらの課題に取り組むためにも、大元ウルスにおける軍戸の立場や役割や当時の軍制の特質を明らかにすることは、きわめて重要な研究課題なのである。

(2002年5月8日受理)

<sup>23</sup> ただし、柳田節子氏は、戸等制支配というやや別の観点から、郷村社会の支配が元末に向けて次第に弛緩していったと述べる[柳田節子「宋元戸等制補論」『宋元郷村制の研究』創文社、1986(初収:『中島敏先生古稀記念論集』〈下〉汲古書院、1981)、pp.176-183]。諸色人戸に基づく世襲の体制が元末まで一貫して続き、それがそのまま明代に継承されたというのは事実かどうかという研究の視点も求められる。

<sup>24</sup> 元の元帥府と明の衛所制との関わりについては、背山治郎氏の研究がある(青山治郎「朱呉国翼元帥府 考」「駿台史学」13, 1963)。また、テイラー Taylor 氏の研究も衛所制の源流を元代以前に求めた研究として挙げられる(Taylor、R., Yüan Origins of the Wei-so System, Chinese Government in Ming Times, Columbia U.P., 1969.)。さらに、于志嘉・徐仁範両氏は、元代の正軍戸・貼軍戸制の影響を受けて成立した明代衛所制における垜集法について最新の知見を披露する(于志嘉「明代的軍戸世襲制度」学生背局、1988;徐仁範「衛所と衛所軍 一軍士の選充方法を中心に一」「明代史研究」27, 1999)。そして、奥山慈夫氏は、明代の衛所の70%が屯軍に充てられたことを指摘しており(奥山慈夫「明初における軍士の家族と優給について」「集刊東洋学」80, 1998)、今後、これをふまえて元代屯田制の明代への影響を明らかにする必要がある。